

埼玉県介護人材採用・育成事業者認証制度 Q&A

①全般

No.	質問	回答
1	認証申請は誰でもできますか。	申請者は、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）に基づき、埼玉県内で指定された事業所又は施設を設置する事業者のうち、実施要綱別表の認証対象サービスを運営する事業者です。
2	県外に主たる事業所を置く法人です。対象事業者となりますか。	県外に主たる事業所を置く法人であっても、埼玉県内で指定された事業所又は施設を設置する事業者は申請ができます。

②認証ランクについて

No.	質問	回答
1	1つ星を取得せずに、2つ星や3つ星の申請をすることはできますか。	出来ません。 1つ星から順に取得してください。ただし、上位のランクと同時に申請することは可能です。（例えば、1つ星・2つ星・3つ星の同時申請）。 なお、下位のランクが基準を満たさなかった場合、上位のランクが基準を満たしていたとしても認証はされません。
2	ホームページ等代替様式とは何ですか。	ホームページ等、インターネットを通じた情報発信ツールを所持しておらず、かつ、新たな作成も困難な事業者が3つ星事業所を申請する場合に用いる様式です。
3	全国で介護サービス事業を展開するほか、認証制度の対象とならない事業もいくつか実施する法人です。緩和申請書に記載する法人全体の職員数には、それらの職員も含める必要がありますか。	はい、法人全体の職員数を記載してください。
4	提出書類チェックリストには、「×」や「△」の項目があってもよいですか。	緩和の適用を希望する場合は、緩和の範囲内で「×」があっても問題ありません。「△」は不可です。 緩和の適用を希望しない法人及び適用外の法人については、「×」があると認証できませんのでご注意ください。
5	認証申請書への押印は必要ですか。	全てのランクの申請様式において、捺印いただく必要はありません。
6	認証基準を満たしていることを証明する書類は、全ての事業所・施設分を提出しなければなりませんか。	認証基準を満たしていることを証明する書類は、2つ星認証の申請の一部（適合審査票の☆印）と3つ星認証の申請において必要となります。その申請においては、全ての事業所・施設分を提出してください。ただし、複数の事業所・施設で共通して用いられている場合は1セットで構いません。なお、その場合はその旨を書類1ページ目の余白に記載してください。 （例）全事業所・施設で使用 （例）■■事業所及び△△施設で使用 なお、2つ星・3つ星に共通して、適合審査票のうちホームページへの掲載が条件となっている項目については、載っている場所のURLを記載してください。
7	認証基準を満たしているかどうかを、どのように判断するか教えてください。	2つ星認証においては、提出していただいた2つ星審査表に基づき、基準を満たしているかを事務局にて審査します。 3つ星認証においては、提出していただいた3つ星審査表及び参考資料に基づき、認証審査委員会にて審査します。 疑義がある場合は、申請者への個別確認や外部有識者等からの意見徴収等を行ったうえで、判断します。
8	2つ星認証・3つ星認証共に更新を行う場合、3つ星の更新申請書を提出すれば、2つ星認証は自動更新になりますか。	なりません。 2つ星認証・3つ星認証共に更新申請書類をご提出ください。

9	適合審査票のうち、ホームページに掲載することが条件となっている項目について、載せていない場合は、ホームページ等代替様式に記入して提出してもよいですか。	緩和の適用を希望する場合は、緩和の範囲内で「×」にさせていただいて問題ありません。 ただし、緩和の範囲を超える部分、緩和の対象とならない法人については、ホームページを更新のうえ、掲載してください。 法人の事情によりどうしても掲載できない場合は、一度事務局にご連絡ください。
---	--	---